

令和7年度高松市市営住宅使用料等収納業務提案公募選定基準

評価項目	評価の着目点	配点
現状分析等 (10点)	①滞納問題の発生原因等の分析	5
	②滞納問題の解消に向けた課題の分析	5
業務実施体制・手法 (60点)	①業務の実施方針、管理体制、組織体制	10
	②具体的な業務の実施手法	10
	③滞納者の履行の遅滞や連絡が取れなくなった場合の対応	10
	④高松市との連絡・調整・情報共有及び報告の方法、収納金の管理・払込に係る事務処理等	10
	⑤滞納者の立場や状況への配慮	10
	⑥受託手数料	10
法令順守・個人情報保護 (15点)	①コンプライアンスについての体制と取組	5
	②個人情報保護及び情報セキュリティに関する体制と取組	5
	③個人情報保護及び情報セキュリティに係る認証の有無	5
取引状況 (10点)	①公営住宅使用料等の回収業務の受託実績	5
	②その他の地方公共団体債権の回収業務の受託実績	5
財務状況 (5点)	規模・経営状況等について	5
合計		100

上記の項目を審査員4人が審査し、1人当たり100点満点で採点します。

各審査員の合計を総合点(満点400点)とし、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位通過者として特定します。

総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、審査員で協議し、業務委託候補事業者を特定します。

なお、満点の60%を基準点とし、基準点に満たない者については最優秀提案者として選定しません。

また、提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

【提案内容の評価基準】

各評価項目は、5段階で評価し、評価毎に配点をします。

- (1) 非常に優れた提案である場合には、「特に良い」とし、得点を配分します。
- (2) 優れた提案である場合には、「良い」とし、得点を配分します。
- (3) 標準的である場合には、「普通」とし、得点を配分します。
- (4) やや物足りない提案である場合には、「やや劣る」とし、得点を配分します。
- (5) 特に物足りない提案である場合には、「劣る」とし、得点を配分します。